

戸籍（除籍）謄本、抄本等の郵便用請求書

1.どなたの証明書が必要ですか？ ※太枠の中を記入してください。

本籍地	熊本県天草市	
筆頭者		筆頭者とは、結婚している人は夫または妻、未婚の人は父または母となります。

記載が必要な方		明・大・昭・平・令	記載が必要な方と請求者（あなた）との関係
		年　月　日	・本人　　・配偶者　　・子 ・父母　　・祖父母　　・（　　）

2.どのような目的に何が必要ですか?※使用目的をレ点チェックで選び必要証明書の通数を記入してください。

証明書	手数料	謄本	抄本
戸籍	450円	通	通
除籍	750円	通	通
改製原戸籍		通	通
戸籍附票			
戸籍附票への表示が必要な場合 下記の□へ、 チェックを記入してください □日本籍及び筆頭者名が必要 □在外選挙人の登録情報が必要	300円	通	通
身分証明書	300円	通	
	円	通	通

(※)戸籍附票は戸籍に入っている期間の住所履歴の証明書です。

(※)身分証明書は本人以外の請求は委任状が必要です。

附票に記載が必要な住所がある場合
○必要な住所 () から () まで

■相続手続・家系図作成により請求

— 10 —

力大

出生から婚姻まで 婚姻から死まで 出生から死まで

出生から婚姻まで 婚姻から死亡まで 出生から死亡まで セット

□死亡の記載がある戸籍 通

□ 209

3. 請求者（あなた）※なりすまし請求を防ぐため、請求者の住民票の住所宛のみの送付となります。

住 所			
氏名		日中連絡がとれる 電話番号	

○最近、戸籍の異動がありましたか？

氏名 が
《出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・(

市区役所・役場で 年 月 日頃
)》の手続きをしました。

* * 決意事項 * *

○ 謄本三戸籍全部事項証明（その戸籍（夫婦とその子ども）全員を複写したもの）

○抄本三戸籍個人事項証明（その戸籍（夫婦とその子ども）の一部の方を複写したもの）

○ 偽り、その他不正な手段で交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(戸籍法第133条)

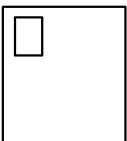
戸籍（除籍）謄本、抄本等の郵便請求について

※戸籍（除籍）謄抄本、附票、身分証明書等は本籍地の市区町村で発行します。

- ① **請求書** … 必要事項の太枠欄について、漏れなく記入してください。
- ② **手数料** … 定額小為替または、現金書留でお願いします。
定額小為替は、郵便局で購入できます。
郵便切手は取り扱いできません。
- ③ **返信用封筒** … 返送先、氏名を記入され、郵便切手を貼ってください。
返送先は、原則請求者の住所になります。
お急ぎになる場合には、速達分の切手を追加してください。
- ④ **請求者の本人確認ができる証明書の写し**
… 官公署が発行している免許証、許可証などで、住所・氏名が記載されているもの。
(例：運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード、特別永住者証明書、在留カード、障がい者手帳など)
必ず、住所・氏名が確認できる箇所をコピーしてください。

- ※ 請求者の本籍が天草市になく、両親・祖父母などの戸籍等を請求する場合、その方との続柄が分かる戸籍謄本等の写しが必要です。
- ※ 代理請求の場合、委任状が必要となります。
- ※ お手元に届くまでに、配達の日数と市役所での処理日数が必要ですので、日数には余裕をもって請求してください。

以上、①から④までを同封し、本籍地がある市区町村へ請求してください。

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| ① 請求書 | ② 手数料 | ③ 反信用の封筒 | ④ 本人確認書類 |
|  | 定額小為替
又は、現金書留 |  |  |

天草市に請求される場合の送付先

〒863-8631
天草市東浜町8番1号
天草市役所 市民生活部 市民課宛